

尼崎市在宅重度身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域生活支援事業の実施について（平成18年8月1日付障発0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の主旨を踏まえ、身体上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある在宅重度身体障害者に対して訪問による入浴サービス（以下「サービス」という。）を提供することによりその在宅生活を支援し、自立と社会参加の促進を図るとともに、介護者の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱により、サービスを利用することができる者（以下「対象者」という。）は、次に該当するものとする。

- (1) 尼崎市重度心身障害者（児）介護手当支給要綱に基づき介護手当の受給資格の認定を受けてい る者（以下「介護者」という。）が介護する在宅重度身体障害者およびその身体状況が準ずる者 でありかつ身体障害手帳1・2級を所持する者。
- (2) 市長が特に必要と認める者

(サービスの内容)

第3条 サービスの内容は、訪問による入浴サービスとする。

(事業運営の委託)

第4条 市長は第6条に規定する利用の決定を除き、事業の運営をデイサービスセンターを運営する社会福祉法人等に委託することができる。

(利用の申し込み)

第5条 第2条に規定する対象者でサービスを利用しようとする者又は当該者の介護者は「訪問入浴サービス利用申請書」（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(利用の決定等)

第6条 市長は、前条の規定により利用の申し出があった場合は速やかに調査の上その可否及び回数の上限を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(利用料)

第7条 訪問入浴サービス事業に係る利用料は、別表に定めるところによる。

(利用回数)

第8条 訪問入浴サービス事業は、第6条による利用の決定を受けた者一人につき週1回の範囲内において実施するものとする。但し、特別な事情のある者については、別途定める。

(届出義務)

第9条 第6条による利用決定を受けた者は、次のいずれかに該当する時は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所を変更したとき
- (2) 死亡等その他の理由により訪問入浴サービスを利用する必要がなくなったとき

(帳簿の備え付け)

第10条 市長は、訪問入浴サービス事業に伴う事務処理のため、次に掲げる帳簿を備えるものとする。

- (1) 訪問入浴サービス事業利用申請書受付処理簿
- (2) 訪問入浴サービス事業利用決定、廃止状況処理簿

2 訪問入浴サービス事業の実施施設の長は、次に掲げる記録及び帳簿を備えつけるものとする。

- (1) ケース記録
- (2) 経理に関する帳簿

付 則
(実施期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施前に尼崎市在宅要援護老人デイサービス事業実施要綱（昭和62年4月1日実施）によってなされた手続きその他の行為は、この要綱中にこれに相当する規定があるときは、この要綱の規定によってなされたものとする。

付 則
この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

付 則
この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

付 則
この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

付 則
この要綱は、平成18年10月1日から実施する。

付 則
この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

付 則
この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

付 則
この要綱は、平成24年4月1日から実施する。（別表の改正）

付 則
この要綱は、平成28年1月1日から実施する。

別表

税額等による階層区分		上限月額	1回当たり利用料		
			清拭又は部分浴の場合	左欄以外の場合	
A	<u>生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者</u>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第3項第2号に規定する当該支給決定者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額	円 0	円 0	
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者(A階層に該当する者を除く。)		0	0	
C1	前年分の所得税が非課税の者(A階層又はB階層に該当する者を除く。)		50	50	
C2	当該年度分の市町村民税のうち所得割が課税の者		100	100	
D1	前年分の所得税が課税の者(A階層又はB階層に該当する者を除く)				
D2			150	150	
D3			200	200	
D4			250	250	
D5			350	350	
D6			500	500	
D7			650	650	
D8			850	850	
D9			927	1050	
D10				1250	
				1325	

(注)

1回のサービス利用について、身体障害者及びその扶養義務者(身体障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子(身体障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子)のうち市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。)が負担すべき額はそれぞれ税額等による階層区分に応じ、「1回当たり利用料」欄に掲げる額とする。ただし、同月内において複数回のサービスを利用した場合に身体障害者及びその扶養義務者が負担すべき額は、「上限月額」欄に掲げる額を限度とする。